

# 教育委員会定例会会議録

## 1 日 時

平成23年11月24日(木)  
開会 9時30分  
閉会 11時55分

## 2 場 所

教育委員室

## 3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 丹保健一委員長、岩崎恭典委員、牛場まり子委員、清水明委員、真伏秀樹教育長  
欠席者 なし

## 4 出席職員

教育長 真伏秀樹(再掲)  
副教育長 山口千代己  
教育支援分野総括室長 服部浩 学校教育分野総括室長 白鳥綱重  
社会教育・スポーツ分野総括室長 田畑知治 研修分野総括室長 長野修  
経営企画分野  
教育総務室長 平野正人生 教育総務室副室長 森下宏也 教育総務室主査 佐藤元紀  
予算経理室長 加藤正二 予算経理室副室長 高野吉雄 予算経理室副室長 柘植広光  
教育支援分野  
人材政策室長 木平芳定 人材政策室副室長 出口勤 人材政策室副室長 橋泰平  
福利給与室長 福本悦蔵 福利給与室副室長 堀内英樹  
学校教育分野  
高校教育室長 齋藤俊彰  
社会教育・スポーツ分野  
スポーツ振興室長 村木輝行 スポーツ振興室副室長 山口勤 スポーツ振興室主幹 岡芳正

## 5 議案件名及び採決の結果

件名	審議結果
議案第45号 専決処分の承認について(補正予算第9号)	原案可決
議案第46号 平成24年度教職員人事異動基本方針について	原案可決
議案第47号 専決処分の承認について(公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案)	原案可決
議案第48号 専決処分の承認について(県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案)	原案可決
議案第49号 専決処分の承認について(地方独立行政法人三重県立総合医療センターの設立に伴う関係条例の整備に関する条例案(公立学校職員の給与に関する条例の一部改正関係))	原案可決
議案第50号 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第51号 平成十八年改正給与条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第52号 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案	原案可決
議案第53号 平成二十三年十二月に支給する公立学校職員の期末手当の特例措置に関する規則案	原案可決
議案第54号 平成二十二年改正給与条例附則第二項の規定による最高の号給を超える給料月額を受ける任期付職員の給料月額の切替に関する規則を廃止する規則案	原案可決

## 6 報告題件名

件 名

- 報告 1 みえ県民力ビジョン行動計画（仮称）（最終案）について  
報告 2 専決処分の報告について（支払督促に係る訴えの提起について）

## 7 審議の概要

### ・開会宣告

丹保健一委員長が開会を宣告する。

### ・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

### ・前回教育委員会（平成 23 年 1 月 4 日開催）審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員が承認する。

### ・議事録署名人の指名

牛場委員を指名し、指名を了承する。

### ・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第 55 号、第 56 号については人事案件のため非公開で審議することを承認する。

会議の進行は、公開の議案第 45 号から 54 号までを審議した後、公開の報告 1、報告 2 の報告を受け、非公開の議案第 55 号、第 56 号を審議する順とすることを確認する。

### ・審議事項

#### 議案第 45 号 専決処分の承認について（補正予算第 9 号関係）（公開）

（加藤予算経理室長説明）

議案第 45 号 専決処分の承認について（補正予算第 9 号関係）。平成 23 年 11 月 18 日急施を要したため、別紙のとおり平成 23 年度三重県一般会計補正予算（第 9 号）に係る意見聴取について専決処分したので、これを報告し承認を求める。平成 23 年 11 月 24 日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 平成 23 年度三重県一般会計補正予算（第 9 号）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により、知事から意見を求められたが急施を要したため三重県教育委員会教育長事務専決規則第 3 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 2 項によりこれを報告して承認を求める。これが、この議案を提出する理由である。

次のページをご覧ください。補正予算のうち教育委員会に関する部分につきまして知事からの意見照会に対しまして原案に同意する旨、11 月 18 日に回答させていただきました。その裏面が照会文です。

それでは、1 ページの歳出補正予算の表をご覧ください。今回の補正予算の内容は、給与改定等による人件費の減額のほか、契約額等の精査・確定に伴い合計 16 億 9,426 万 3,000 円の減額補正を行おうとするものです。

歳出補正の主なものをご紹介します。次のページをご覧ください。人件費からまとめてご説明します。まず、教職員の人件費について給与改定等に基づき再算定を行った結果、まず、教育総務費のうち事務局人件費で 9,656 万 4,000 円を増額する一方で、小学校費の小学校人件費で 7 億 7,657 万 9,000 円を、中学校費の中学校人件費で 2 億 8,577 万 1,000 円を、高等学校費の高等学校人件費で 3 億 854 万 4,000 円を、特別支援学校費の特別支援学校人件費で 6,763 万 9,000 円をそれぞれ減額するものです。

次に、人件費を除く主な事業についてご説明します。教育総務費のうち、児童生徒支援事業費、これは国からの受託事業の減に伴い 1,354 万 6,000 円を、また、理科支援員等配置事業費は、独立行政法人科学技術振興機構からの受託事業の減に伴い 746 万 5,000 円を、教職員恩給退職年金費は、受給者の減少に伴い 1,534 万 6,000 円を、子ども手当は平成 23 年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の施行による手当額の変更に伴い、9,832 万 3,000 円をそれぞれ減額するものです。

高等学校費のうち情報教育充実支援事業費は、県立学校のパソコンリースに係る契約額の確定に伴い 994 万 5,000 円を、財産管理事務費は浄化槽保守管理委託にかかる契約額の確定等に伴い 500 万円をそれぞれ減

額するものです。

次に、社会教育費のうち受託発掘調査事業費は、発掘調査等の委託契約の額の確定に伴い、5,830万9,000円を減額するものです。

次に、保健体育費のうち、健康保障事業費、これは学校管理下の事故で死傷した生徒に対する日本スポーツ振興センター共済給付金の給付に伴い、6,909万3,000円を増額するものです。

最後、スクールスポーツライフ支援事業費ですが、これは国からの受託事業の減に伴い、629万1,000円を減額するものです。

また、繰越明許費について3ページの表に整理させていただきました。今回の繰越明許費は、台風12号による災害で被害を受けた学校施設の復旧工事に着手するにあたり、復旧工法について詳細な検討を行った結果、いずれも標準工期が翌年度にわたることが判明したため、木本高等学校で1,708万7,000円を、紀南高等学校で9,750万1,000円を、特別支援学校伊賀つばさ学園で1億6,258万8,000円をそれぞれ翌年度に繰り越すものです。

最後に、予算の一部をなす債務負担行為について、4ページの表に整理しています。学校情報ネットワークシステム運用支援委託に係る契約、それと小中学校給与・旅費システム通信回線利用に係る契約、また、教職員及び事務局職員の一般健康診断等の委託に係る契約など、合わせて8件ございます。この8件、いずれも平成24年度の当初から事業を円滑に進めるため、債務負担行為をこのような形で設定して計上するものです。

以上、報告し承認を求めるものです。よろしくお願いたします。

#### 【質疑】

委員長

議案第45号はいかがでしょう。

#### 【採決】

—全委員が承認し、本案を原案どおり承認する。—

#### ・審議事項

#### 議案第46号 平成24年度教職員人事異動基本方針について（公開）

（木平人材政策室長説明）

議案第46号 平成24年度教職員人事異動基本方針について。平成24年度教職員人事異動基本方針について、別紙のとおり提案する。平成23年11月24日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 公立学校職員の人事については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第3号及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第2項の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

1ページをご覧ください。1ページが平成24年度教職員人事異動基本方針案でございます。上のほうから少し読ませていただきます。

三重県教育ビジョンで示している「自立する力（輝く未来を拓く力）」、「共に生きる力（共に生きる未来を創る力）」を育む教育を各学校で着実に推進し、本県の教育水準を向上させ、県民の公教育に対する信頼を高めていかなければならない。

また、各学校においては、学校経営品質の取組により継続的な改善を進め、魅力ある学校づくりを一層推進する必要があります。

こうした中で教職員一人ひとりがやりがいが高く、その能力を十分に発揮し、使命感と情熱を持って児童生徒の目線に立った教育の実践に取り組めるよう、次の基本方針に基づき、積極的、計画的な人事異動を行う。

3点ございまして、1. それぞれの学校の経営方針に資するため、教職員の適正配置に努める。2. 校長の意見を尊重する。3. 教職員の年齢・教科・勤続年数等を考慮し、学校運営組織の充実に努め、あわせて気風の刷新を図る。これが基本方針の案でございます。

2ページは23年度の部分での新旧対照表です。3ページ以降が、この基本方針を受け、より具体的な異動の実施要領ということで、県立学校と小中学校に区分して定めようとするものです。

3ページは県立学校ですが、大きな区分がいくつかございますが、1の転任のところですが（1）で同一校に長年月（原則8年以上）勤務する者の転任を積極的に行う。それから、地域性ということで都市部・都市周辺地及び遠隔地の各学校間の相互交流を図る。全・定・通各課程間及び普通科、専門学科、総合学科間の交流を行う。学校と教育委員会事務局間の交流を図る。新規の採用教員については、採用後3年ないし6年の間に転任することを原則とする。特別支援の関係については、特別支援学校と小中学校及び高等学校と

の一層の交流を図る。同一校には3年以上勤務することを原則とする。

昇任及び降任ですが、職責に応じた自覚と使命感を持ち、リーダーシップを有する者、課題解決能力を有する者、継続的な改善能力を有する者、この人物像にふさわしい者を全県的な立場から選考のうえ昇任させる。

(2) 若手及び女性の積極的な登用を図る。

(3) 昇任に伴う人事異動は、管理職任用候補者名簿に登載された者の中から、適材適所の視点に立ち、原則、他の学校において昇任させる。

(4) 希望降任制度の活用を図る。

4ページの退職です。教職員組織の充実と人事の刷新を図るため退職勧奨制度に基づき退職を勧奨するとともに、次のいずれかに該当する者については退職を勧める。心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに絶えない者、勤務実績が良くない者、その他教職員としての的確性を欠く者としています。

新規採用・再任用等ですが、新規採用者は、出身校あるいは生活の本拠地へ配置しないことを原則とする。食に関する指導を推進するため、栄養教諭の配置に努める。再任用者に関しては、フルタイム勤務者は定年退職時の所属校以外に配置し、短時間勤務者は退職時の所属校に配置することを原則とする。

その他ですが、希望調書を提出させる。各学校の特色化の推進に向け、教育実践に対する本人の意欲を重視した適材適所の人事異動に努める。異動に関し本人の生活事情等に著しく支障をきたす場合には、その事情を聞き考慮する。

5ページが小中学校です。大きく1、2のところは同じですが、一番最初の前文のところ、全県的な視野に立ち、市町等教育委員会と緊密に連携して、市町相互間及び学校種別間の人事交流を促進する。また、校長の意向も踏まえ、学校経営品質の取組の中で各学校の諸課題の解決に向け、市町等教育委員会の内申に基づき人事異動を行い、教職員の適正配置を図るというものです。大きな1と2は趣旨として同様です。

6ページで退職、新規採用、再任用等があります。4の新規採用のところ、ア. 出身地（合併前の旧市町村）をとらえています。それから、生活本拠地への配置は行わないことを原則とする。分校、複式学級担任及び特別支援学級担任としての配置は行わないことを原則とする。食に関することは同様です。再任用者は定年退職時の所属校以外に配置することを原則とする。5のその他のところで、(4)として、市町等教育委員会と十分な意見交換を行い、円滑な人事異動に努める。

7ページが新旧対照表ですが、転任のところの右の欄の(2)の市町村合併後の新市町において、旧市町村間の一層の交流を図るという項を削除していますが、平成の合併以後、5年が経過したということで、それぞれの市町に委ねさせていただきたいということです。

資料は以上ですが、人事異動に係る全体のスケジュールを説明します。本日の教育委員会で人事異動基本方針についてご決定いただければ、これを県立学校と市町教育委員会に通知をします。県立学校については、12月初旬に校長会がありますので、その場で改めて校長に対してこの基本方針や、ほかの人事異動に係る諸手続について資料を配付して説明させていただきます。校長がその後、各学校で教職員の方々に周知をいたします。教職員は希望調書ということで転出希望や、学校、家族の状況を書く様式があるわけですが、それに記入して、校長は12月下旬までに希望調書に基づき、教職員から人事に関する希望や生活状況などの聞き取りを行います。それを経て1月の初旬に希望調書を各学校長から県教育委員会に提出いただき、県教育委員会は1月中旬に校長から聞き取りをします。いろんな情報も集約しながら、異動作業を進めます。2月中旬ごろまでに一定の整理をしつつ、再度、各学校長との異動に係る聞き取りの場を持たせていただいています。その後、最終調整を経て、3月上旬には校長を通じて一般教員の4月1日異動の場合の内示を本人に行います。

小中学校についても同様の流れですが、まず、市町等教育委員会が小中学校長からの聞き取りを行い、その管内の異動業務を進めます。県教育委員会では地域調整・人事担当ということで、教育事務所廃止後、県内5地域の担当区分に設けて地域調整・人事担当を設置しています。この地域調整・人事担当が各市町の状況を把握させていただくということと、市町等教育委員会間の調整や、その5つの地域をまたぐ広域異動であるとか、小中学校と県立の特別支援学校の異動事務などを調整し進めます。最終的にはこれら小中学校の人事異動は、市町等教育委員会から県教育委員会に内申があり、それに基づいて行います。

こうした一連の事務を経て、3月の教育委員会定例会において管理職の異動については議案として提案させていただき、一般教職員の異動は報告題として報告させていただき流れで今後作業を進めたいと思います。

## 【質疑】

### 委員長

4ページの4の新規採用・再任用等とありますが、出身校、生活の本拠地へは配置しないと書いてありますね。小学校のほうは出身地及び生活の本拠地の配置は行わないと書いてあるんですね。生活の本拠地とい

うのと出身地の違いと、生活の本拠地はどういう範囲を言うのですか。教えてほしい。

人材政策室長

出身地というのは、小中学校の場合では、新規採用の方が小学校・中学校で学んだ場所、そこで住んでいた場所ということと、それから、その生活の本拠地というのは、それが実際に住んでいる場所と違う場合があるので、そこへの配置は行わないということを小中学校教職員の場合は原則としていると。

委員長

小学校、中学校は学習をしたのが出身地で、生活の本拠地の範囲はどうなりますか。

人材政策室長

小中学校の場合は旧市町村単位と。

委員長

旧市町村ね。これは県立も小中も一緒ということですね。

人材政策室長

小中の場合は旧市町単位ということで。

委員長

分かりました。片方には旧市町村と書いてあるのに、生活の本拠地には書いてないので、なんか意味があるのかと思ったのですが。同じことということですね、分かりました。

それから、もう1つ、希望降任制度の活用というのが3ページにあるのですが、これは実際、実態はどうですか。

人材政策室長

昨年度末は、2件希望降任がありました。その前が1件、21年度末も1件、20年度末も1件、19年度末も1件という。

委員長

毎年あるんですか。

人材政策室長

1件程度ですが、健康的な理由を多く聞いています。

牛場委員

先生が内示をいただいて、生活事情等がある場合は聞いていただけののですか。

人材政策室長

まず、教職員一人ひとりが異動希望調書を12月中に書いて、それを各学校の校長先生に出します。出すだけではなく、12月中に異動希望調書に基づいて校長が一人ひとりの教員と面談をして、その中でもし書ききれていないことは、できるだけ書いてくださいという話もきちっとして、そこでいろんな生活状況や家族の状況があれば、きちっと言って校長にヒアリングしていただく形をお願いしており、その旨も校長会で徹底しています。

牛場委員

本人は納得して異動ができていますか。

人材政策室長

そうです。人事異動なのでいろんな諸事情が全体としてはあるわけですが、家庭の事情が4月になって初めてこういう事情があったということがないように、異動のヒアリングは丁寧にさせていただいています。

【質疑】

委員長

よろしいでしょうか。

【採決】

—全委員が承認し、本案を原案どおり承認する。—

#### ・審議事項

#### 議案第47号 専決処分の承認について(公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案) (公開)

(福本福利・給与室長説明)

議案第47号 専決処分の承認について(公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案)。平成23年11月18日急施を要したため、別紙のとおり地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づく教育委員会の意見について(公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案関係)を専決処分したので、これを報告し承認を求め。平成23年11月24日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に基づく教育委員会の意見について（公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案関係）、急施を要したため三重県教育委員会教育長事務専決規則第 3 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 2 項によりこれを報告して承認を求める。これが、この議案を提出する理由である。

2 ページ目が知事から意見を求められた文書です。その裏面に同意した旨の委員長の意見書を付けさせていただきました。原案に同意するという内容です。お読みします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に基づく教育委員会の意見について。

平成 23 年 11 月 18 日付け総務第 07-168 号で照会のありました、平成 23 年第 3 回定例会に提出する議案にかかる「最入歳出予算のうち教育に関する事務にかかる部分その他教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件」（公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案関係）については、原案に同意します。

ということでございます。今、お手元に A 4 横でお作りした資料がありますので、これに基づきご説明をさせていただきますと思っています。

全部で 8 議案がありますが、最初の 3 つが専決処分で、この 47 号については 5 つの項目をお諮りするものです。1 つは、人勸が出ましたのでそれに合わせて実施をする旨のこと、もう 1 つは、人勸とは直接関係はございませんが、人勸の関係で当条例の改正がありましたので、事務手続き上のこともあり、へき地教育振興法の一部が改正されたことにかんがみ、その手当の関係について基準を条例の中に設けるということがありますので、それをいたしました。改正内容の（1）、（2）は人勸、3 つ目は、へき地手当等に関する指定基準を制定するという部分です。人勸の中には給料表の改定が 1 番ですが、2 番目が住宅にかかる手当、持ち家の関係ですが、現行月額 2,700 円です。これは 23 年度中で廃止をするということで、経過措置を設けています。24 年度は 2,100 円、25 年度 1,400 円、26 年度 700 円、27 年度からはなくなるということです。新規には行っていきませんので、どんどん減っていくということです。

3 番目は、へき地手当の指定基準について、これまでは文科省令で定めていましたが、一括法案の関係で各都道府県において条例等で基準を定めることになりました。これも来年度からですので、それまでに条例を改正していく必要があります。ここへ基準を改めて盛り込んでいくということです。また、具体についてはこちらの議案書の中でご説明したいと思います。概略的にはこれまでどおり支給割合の規定を定める。あと、地域手当との併給調整は行うということで、そのことを条例化するということです。

（4）については、今回、人勸で給料が下がるわけですが、平成 18 年度給与構造改革があり、そのとき給料額が大きく下がる、給料表が下がりますので、マイナスになってしまう方について、当時の現給について保障した規定がありますが、こちらも合わせて天井を一緒に下げないと、給料表と公平にならないので、基準となる額に 99.55 を乗じる。昨年度も人勸で引き下げ率が 0.34%あり、昨年度は 99.66 でしたが、今年度は 0.09 ですが、引き下げの一番大きいところを取ってきて、その率が 0.11 になりますので、18 年度から見ますと、その 2 つを合計した 0.45 を 100 から引いた率、99.55 を乗じて補正をするということです。

（5）は、調整の方法を書いています。4 月にさかのぼりますので、すべて調整は 12 月の期末手当でさせていただきますが、4 月から 11 月までの 8 か月間 0.09 を、これは平均的な考え方ですが、8 か月、それと 6 月に既に期末勤勉手当が出ておりますので、こちらも同じ率を乗じて、その分を合わせて 12 月の期末手当から引かせていただきます。こういう規定を今回整理させていただくものです。

議案に戻っていただき、2 ページ以降が高等学校等、特別支援校を含むということですが、別表の給料表のとおり改定をしたいということです。6 ページ以降が中学校・小学校の教員に係るものです。10 ページ以降は学校栄養職員に係るものです。13 ページ以降がその他どの給料表も受けないその他の方の給料表ということです。

それと、27 ページの改正要綱案ですが、これをもう少し詳しくしたものが今ご説明した部分ですので、中身を少しお話させていただきます。具体的に見ていただくには新旧対照表がいいと思いますので、42 ページ、43 ページからご覧ください。実際、条例をどのように改正していくかについては、42 ページの 15 条の 3 が住居手当ですが、その 2 号が住居手当の持ち家にかかるものでした。これを廃止していくということです。これの経過措置は附則で出てまいります。

43 ページ、へき地手当の支給のところへき地手当の基準を盛りこんでいった。盛りこみ方は省令を参照してということで、文科省の基準の三重県に合わない部分だけは補正をして、ほとんどそのままこちらに取り入れました。17 条の 2 の関係では、へき地手当を支給することを謳っています。17 条の 3 一番左端ですが、用語の意味ということで、17 条の 3 以下のところでは、それぞれの用語の定義を設けています。

46 ページの左側、17 条の 4 がへき地学校等の指定というところで、それぞれ文科省令の点数そのままですが、それぞれの等級に至る点数、何点から何点まで何級というところを起こしました。

それから、47 ページには 17 条の 5 に基準点数の算定があります。陸地の場合の点数表、海上等を使う島用基準点数表を使うといったことがここには書かれています。

48 ページは、へき地の要因となるそれぞれの事務的な手続きの方法です。調整の方法があり、それが書いてあります。まず、点数には基本点数があり、17 条の 7 以下は調整点数、特殊な事情に応じて点数を加算するものもあれば、減じるものもあり、調整を加えた点数の合計で、先ほどの基準の点数に達したものの合計から順番に下りてくると、5 級、4 級、3 級、2 級と、国の法律で最大 25% ですが、そこを 5 級としながら大体公平に下りてくる形で設定されています。

それに合わせて 50 ページにへき地手当の額というのがあり、17 条の 9 ですが、1 級では給料月額額の 100 分の 8、これは基本給とプラス扶養手当の額を合計したものに 100 分の 8、100 分の 12 というふうにさせていただきます。地域手当の分は除かれますので、実際のところは 1 級であっても 100 分の 4 のところが現実の支給額になります。

50 ページの左に 17 条の 10 にへき地手当に準ずる手当の支給というのがあり、学校がへき地であると、そこに赴任することにより給料をそのようにしますが、もう 1 つ、異動のためにその地域へ移り住むようなことがあると、それにプラスしてへき地手当に準ずる手当の支給というのがあり、これも初めの年から 5 年間だけは 100 分の 4、6 年目は 100 分の 2 という形で支給をしています。

最後に、52 ページに 17 条の 11、指定の見直し等があります。これまでも文科省令的には概ね 6 年ごとということですが。三重県も全国的にも 21 年度が見直しの年で、22 年度から実施されていますので、この部分についてもここに規定して、次回は 27 年度に見直し、28 年度実施です。

あと、25 条の 4 の再任用職員の関係については、適用しないということで改めて謳っています。

53 ページは陸地用基準点数表で、県庁所在地から陸続きのところ、あるいは当該市町の教育委員会等から陸続きのところについてはこの表を使い、54 ページは海上等になった場合の距離というので、例えば神島ですと、この 2 つが併用して計算され、合計点で出されるというものです。

最後の 55 ページは、号給の切替の経過措置ということで、これが先ほどご説明した 18 年度給与構造改革のときの現給保障の上限部分です。その天井も下げてくるという規定です。

#### 【質疑】

委員長

ほぼ上位規定によって決まってくるわけですが、再任用には適用しないというのも上位規定か何かの関係にあるわけですか。

福利・給与室長

再任用職員には業務に係る手当しか支給しないということで、そういったおおもとがあるようですので、こういった地域に係るものは支給しないということです。

委員長

もう 1 つは、地域手当が出ている場合は差し引くという話がありましたが、それはどうしてですか。

福利・給与室長

地域手当もへき地手当も同じくその場所に着目して出されるものなので、そういう意味で概念はどちらから見るかによって違ってきますが、同じ地域に着目して出されるのでダブるということです。

委員長

三重県の場合は地域手当を一律に出していますね。そうすると少しずれてくる気がしますが、一律に出していますね、4%。地域ごとに出しているわけではないので、理屈からいえば矛盾するのじゃないかという気がしますが、今すぐということではないですが、その辺一度検討する必要があるのではないかと思います、その辺はどうですか。

服部教育支援分野総括室長

これも文部科学省の規則で併給はしないということで規定をされていますので、この点についてはおっしゃられたように少し手当の観点が変わりますが、その場所に着目したような手当ということで、それは併給しないことになっていますので、改めてここでも併給調整をさせていただき、4%分を引いた額を支給しています。

委員長

上位規定は地域手当についてはどうなっていますか。地域ごとによって地域手当を出すのが普通ですね。三重県の場合は一律にしているんですね、その辺のところと矛盾してこないですか。

服部教育支援分野総括室長

地域手当については、上位でそういう手当を出せるというのはありますが、それぞれの地域の実情によって少し細かく分けているところもありますし、県の場合はいろいろ調整の中で一律の 4% でしていますので、それについては地域手当の決め方ということで交渉も踏まえて手当を支給させていただいているところで、これは県によって多少違いはあろうかと。

委員長

そうですね。それと同じことはできないのかという気がするのですが、それはまた別ですか。

真伏教育長

おおもとでともかく地域手当の決める単位は各県によっていろいろ事情を見ながら、本当は6%の地域もあれば、そうでない地域もありましたが、三重県の場合は一律にという話でいったので、その辺はいろいろ解釈はあるかと思いますが、おおもとで地域手当と名のついたものがあるなら、それはダブっては支給しないという情報が働いてくるので、その辺の6%のところと4%のところといろいろ混同があったという話があるかと思いますが。これは地方公務員とで決め方が少し違っているところがあるのですが、それは地方独自ということでしたので、手当と付いているものとの併給はしないという情報がまず働いてくるとご理解いただければと思います。

委員長

理解はしていますが、細かく言うと、そういう問題があることを申し上げただけなので、このこと自体について反対という意味ではないですが、矛盾がある気がするだけで、むしろおおもとで考えてもらわなきゃいけないことで、ここでは決められないと思います。

岩崎委員

今の話で言えば、へき地学校に準ずる学校に勤務した場合には、地域手当と相殺される形になるという理解でいいんですね。このへき地学校に準ずる学校というのはどんなものですか。

福利・給与室長

それも規則の中で点数で決まっております。

岩崎委員

具体的にはどういう学校がありますか。

福利・給与室長

例を見ていただくと、1ページの手前に書いてあります。

教育長

具体的な学校名を言えばいいので。

岩崎委員

そのほうがイメージがつかめるので。

福利・給与室長

南伊勢町で南海小学校、宿田曾小学校というのが準へき地にあたっています。そのほか尾鷲では三木小学校、熊野では飛鳥小学校、津市の美杉小学校がこれにあたります。

教育長

過疎地域といったような感じのイメージかと。

福利・給与室長

準へき地の場合は実質的にはゼロになってしまう。

教育分野総括室長

地域調整は全部どの地でもさせていただいていますので。

岩崎委員

全部やりますから、100分の4のところはゼロになるということですね、それは分かります。

## 【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり承認する。－

## ・審議事項

### 議案第48号 専決処分の承認について（県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案）（公開）

（福本福利・給与室長説明）

議案第48号 専決処分の承認について（県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案）。平成23年11月18日急施を要したため、別紙のとおり地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づく教育委員会の意見について（県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案関係）を専決処分したので、これを報告し承認を求める。平成23年11月24日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づく教育委員会の意見について（県立高等学校等の現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案関係）、急施を要したため三重県教育委員会教育長事務専決規則第3条第1項の規定に基づき専決処分したので、同条第2項によりこれを報告して承認を求める。これが、この議案を提出する理由である。



これも次ページに意見を求められていますので、この裏面のとおり知事に対して同意をする旨の文書を出しています。これについても給料表、人勤に準じて現業職員の給料表を改定するものです。

【質疑】

委員長

これは人勤のとおりということですね。よろしいでしょうか。

【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり承認する。－

・審議事項

**議案第 49 号 専決処分の承認について（地方独立行政法人三重県立総合医療センターの設立に伴う関係条例の整備に関する条例案（公立学校職員の給与に関する条例の一部改正関係））（公開）**

（福本福利・給与室長説明）

議案第 49 号 専決処分の承認について（地方独立行政法人三重県立総合医療センターの設立に伴う関係条例の整備に関する条例案（公立学校職員の給与に関する条例の一部改正関係））。

平成 23 年 11 月 18 日急施を要したため、別紙のとおり地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に基づく教育委員会の意見について（地方独立行政法人三重県立総合医療センターの設立に伴う関係条例の整備に関する条例案（公立学校職員の給与に関する条例の一部改正関係））を専決処分したので、これを報告し承認を求める。平成 23 年 11 月 24 日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に基づく教育委員会の意見について（地方独立行政法人三重県立総合医療センターの設立に伴う関係条例の整備に関する条例案（公立学校職員の給与に関する条例の一部改正関係））、急施を要したため三重県教育委員会教育長事務専決規則第 3 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 2 項によりこれを報告して承認を求める。これが、この議案を提出する理由である。

次ページですが、これについても知事から意見を求められていますので、裏面のとおり同意する旨の返事を出させていただきます。このようにいたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に基づく教育委員会の意見について

平成 23 年 11 月 18 日付け総務第 07-168 号で照会のありました、平成 23 年第 3 回定例会に提出する議案にかかる「歳入歳出予算のうち教育に関する事務にかかる部分その他教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件」（地方独立行政法人三重県立総合医療センターの設立に伴う関係条例の整備に関する条例案（公立学校職員の給与に関する条例の一部改正関係））については、原案に同意しますということです。

これについてもお配りした別紙をご覧ください。ここの内容にありますように来年度 4 月からです。特定地方独立行政法人が誕生して、そこへ派遣されていた役職員が、引き続き私どもの公立学校職員となったとき、引き継ぐべき手当について規定をしています。例えば、派遣をしてその身分をこちらのまま持っていますが、帰ってきたときに採用ではなくそのまま身分を擁してやっていくので異動でもないという。そうしますと引き続かない手当があります。これが単身赴任手当で、等とありますのは通勤手当ですが、遠距離通勤者の特急代や高速代と言われる部分については、異動ではないのでそのまま置くと付かないこととなりますので、その部分について整備を図って、戻ってきたときにそのまま引き続き受けられるように手当するものです。

【質疑】

委員長

議案第 49 号はいかがでしょう。これは引き継ぐということだけですね。

【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり承認する。－

・審議事項

**議案第 50 号 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案（公開）**

（福本福利・給与室長説明）

議案第 50 号 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案。公立学校職

員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成23年11月24日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 公立学校職員の給料及び手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である、ということです。

2ページをご覧ください。給料の調整額というのは、別紙の参考に書いてありますが、特別支援校に勤務する教職員、あるいは小中学校で特別支援学級を担当する先生方にお出しする給料です。ここで給料の調整額というのは、調整基本額をそれぞれ級ごとに定額で定めており、その額に現在では1.25の調整率をかけたものが毎月支給されるというもので、昨年度もこの部分の改定はありましたが、今年度の改定に伴い改定値をかけると、別紙の高等学校の先生方の3級、4級、教頭、校長先生のところで現行より改定後、100円ずつ低くなるというものです。ちなみに昨年度はそれ以外のところでも100円ずつぐら減じたところですが、昨年度は下がることはなかったところについて、今年はさすがに100円ずつ下がってしまうことになりました。これをお諮りするものです。

#### 【質疑】

委員長

昨年が無くて今年というのは、昨年も減らされているのですか。

福利・給与室長説明

調整額は100円単位となっており、率をかけたときに四捨五入の関係で上がらないかが決まってきます。

今年は下がってしまったということです。

委員長

分かりました。そういうわけで今年は100円のところで引かかったわけですね。

#### 【採決】

—全委員が承認し、本案を原案どおり承認する。—

#### ・審議事項

#### 議案第51号 平成十八年改正給与条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

（福本福利・給与室長説明）

議案第51号 平成十八年改正給与条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則案。平成十八年改正給与条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成23年11月24日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 平成十八年改正給与条例附則第七項から第九項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。ということです。

こちらについては、前の議案で申し上げたように、人勧を受ける調整対象職員の減給保障に係る方々について、天井を下げるというところで規則として定めるものです。

新旧対照表でも分かりにくいのですが、率のところだけ訂正をします。この附則の第7項というのは、平成18年度の改定の結果、現在支給されている月給に達しないときは、今の額を支給する保障だったものです。ちょっと見たくらいではなかなか分かりにくくなっており恐縮です。

#### 【質疑】

委員長

現給保障をするための一つの手当としてこれをやるということですね、結論的に言いますと。

#### 【採決】

—全委員が承認し、本案を原案どおり承認する。—

#### ・審議事項

#### 議案第52号 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案（公開）

（福本福利・給与室長説明）

議案第 52 号 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案。公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。平成 23 年 11 月 24 日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 公立学校職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 1 項及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 10 号の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。ということです。

これについては別紙でご説明します。2 枚目の裏面ですが、引き続き、国のほうの育児休業の取得の促進ということもあり、合わせて勧告が出ていますので、三重県においても 1 か月以内の育児休業者に対して、今のところ 1 日でも休むと、その分、期末手当がフルには出ないのですが、それを 100 分の 100 にしようということです。そのための具体的な事例等、様々ありますので、1 日休む者もおれば短時間で育児で休んでいる者もいるのを合計したときにひと月にどうするかといったところ、いろんな組み合わせがあり、一概に規則の文章ではなかなか書けないところもありますので、そのところは人事委員会と協議をして決めていく。その協議の結果を通知の形で出すことで運用を図りたいという形で直したいということです。3 ページに新旧対照表がございますが、今まで第 5 条第 2 項第 1 号で一括りになっていたのを、育児休業の関係だけ第 2 号に特出しをして、そのほかを 1、2、3 と分けていますが、その育児休業に関する部分の関係だけは、括弧書きのように、県委員会が人事委員会と協議して定める期間を除くということで、この期間の者については除算しないのでフルに出す。協議の内容はいろんなパターンがありますので、それを通知でしたためて運用を図りたいというためにここへ設けさせていただきたいというものです。

#### 【質疑】

委員長

これは珍しくプラスになる案ですね。結構なことだと思います。

岩崎委員

これでかなり取得率が上がるのが期待できるのですか。

福利・給与室長

対象は全庁では 3 人しかないのかと思います。ただ、そういった制度改正を図ることで、増えていくことはあるかと思っています。

教育支援分野総括室長

もう 1 つ、背景の男性職員の取得率の関係がどうしても期間的に非常に短いこともあり、少しでもこういう施策により短期間でも男性職員も育児休業を取ろうというのは、元々国でもそういう議論があり、人事院の勧告でもこういう形にされているので、できればこういうものを使って男性女性を問わず育児休業が取得できる環境を整えていきたいという意味です。

委員長

では、育児休暇を取ってもらって。

#### 【採決】

— 全委員が本案を原案どおり承認する —

#### ・審議事項

#### 議案第 53 号 平成二十三年十二月に支給する公立学校職員の期末手当の特例措置に関する規則案（公開）

（福本福利・給与室長説明）

議案第 53 号 平成二十三年十二月に支給する公立学校職員の期末手当の特例措置に関する規則案。平成二十三年十二月に支給する公立学校職員の期末手当の特例措置に関する規則案について、別紙のとおり提案する。平成 23 年 11 月 24 日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 平成二十三年十二月に支給する公立学校職員の期末手当の特例措置に関する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 1 項及び三重県教育委員会権限委任規則第 1 条第 10 号の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。

これについても別紙でご説明します。別紙の 53 ですが、これは条例ではノーマルなスタイルといいますか、4 月 1 日に教育委員会にいた者について定めておりますが、どちらかと言えばそれ以外のイレギュラーな形で在任をされる方々を規則で特に定めようというもので、（1）から（4）とありますが、実際のところは 3 例です。（1）で掲げているのは、4 月 2 日以降に新たに教育委員会にみえて人勤に基づく調整の対象となった職員についてどう考えるのかということですが、それ以前の 1 日に、例えば知事部局におられたら、それは 4 月 1 日を基準日とするということだけです。

ついでに申し上げますと、（4）では知事部局等でそういう形で来られると、新たに調整対象職員になっ

た者については、4月の給料で8か月分を12月の期末手当で調整させてもらうという、事務的な手続きの方法を書いています。

(2)では、在職しなかった期間があった者についてはどうかということですが、例えば退職されて他へ行ってたが、また戻ってきたという複雑な場合もあり、休職していたとか、組合専従されていたとかいう中で、また復職された場合には、その復職したところからの月数の分について調整をすとか、それが(3)のように6月の期末勤勉手当をもらっているときにどうするかという、そのときにいなければ当然その分は調整されず、いてもこのような形で一度退職して出てまた戻ってくると、例えば10月から採用になったという形になると2月分しか調整しないとか、こういった事務手続きの部分を規則で毎年のように定めている。特例ということでこの形で規則の制定を毎年しています。いずれにしても人勸に伴うイレギュラーの部分についての規定です。

#### 【質疑】

委員長

(3)の6月30日まで調整対象ということは。

福利・給与室長

ここで言いたいのは、6月は期末勤勉手当が出るので、それをどう考えるかということと、それ以前のところをどう考えるかという2つがあり、辞めてまた戻ってこられると、そこでいったん切れた形になるので、来られた月数の分だけを調整すると、さかのぼらないということをおっしゃっています。

委員長

6月の期末勤勉手当を調整しないというのは、6月の勤勉手当は出さないということ。

福利・給与室長

もう既に払ってしまっているので、減額の調整にはかけないということです。

委員長

調整しないということですね、分かりました。

#### 【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり承認する。－

#### ・審議事項

#### 議案第54号 平成二十二年改正給与条例附則第二項の規定による最高の号給を超える給料月額を受ける任期付職員の給料月額の切替えに関する規則を廃止する規則案（公開）

(福本福利・給与室長説明)

議案第54号 平成二十二年改正給与条例附則第二項の規定による最高の号給を超える給料月額を受ける任期付職員の給料月額の切替えに関する規則を廃止する規則案。平成二十二年改正給与条例附則第二項の規定による最高の号給を超える給料月額を受ける任期付職員の給料月額の切替えに関する規則を廃止する規則案について、別紙のとおり提案する。平成23年11月24日提出 三重県教育委員会教育長。

提案理由 平成二十二年改正給与条例附則第二項の規定による最高の号給を超える給料月額を受ける任期付職員の給料月額の切替えに関する規則を廃止する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。これが、この議案を提出する理由である。ということです。

これについても別紙でご説明いたします。これは廃止するということですので、22年度お諮りをしてわざわざ設けた規定ですが、適用することなく今回廃止をしますが、任期付職員は、今、知事部局を通じてほとんど誰も最高給をもらっている方はいないということで、昨年もお説明した中では、例えば、高名な研究員の方や知事のブレンになる方ということで、特別に任用した職員が該当するのではないかとということで、去年も2通りの給料月額が決められていました。1つは97万3,000円、もう1つが109万7,000円でした。いずれも任期付職員の給料表はありますが、それではいけないので、さらに超える者についてどうするかという額を昨年定めたところです。

今年度は事例がないので、人事委員会との協議の中では、事例ができればそのときに人勸の状況などを見てその都度決めるということになりましたので、23年度はこれをお諮りすることはなく、その都度の個別協議になるということです。22年度に作っておりますので、今回廃止とするお諮りです。

#### 【質疑】

委員長

議案第54号はいかがでしょうか。

## 【採決】

－全委員が承認し、本案を原案どおり承認する。－

### ・審議事項

#### 報告1 みえ県民力ビジョン行動計画（仮称）〈最終案〉について（公開）

（平野教育総務室長説明）

報告1 みえ県民力ビジョン行動計画（仮称）〈最終案〉について。みえ県民力ビジョン行動計画（仮称）〈最終案〉について、別紙のとおり報告する。平成23年11月24日提出 三重県教育委員会事務局 教育総務室長。

かなり資料が分厚くなっていますので、資料について説明いたします。まず、報告1の本冊のほうに37ページあり、その後に資料1で政策体系一覧表ということで、9月6日の教育委員会定例会で中間案を報告させていただいていますが、それ以降の改正案との比較の一覧です。

それと、次に資料2ですが、みえ県民力ビジョン（仮称）の最終案ということで、平成24年度からおおむね12年程度の期間の基本理念等を示したものです。資料2が35ページほどあり、この後が資料3、横になっているものですが、みえ県民力ビジョン行動計画（仮称）の最終案です。これは来年度平成24年度から平成27年度までの行動計画を施策や今回の選択集中プログラムという形でとりまとめたものです。

9月6日の定例会でこの中間案の報告をしていますが、その大きな変更点から説明をいたします。先ほど説明した中の資料2のみえ県民力ビジョンの最終案をご覧ください。中間案から最終案の大きい変更点ですが、資料2の4ページ5ページをご覧ください。これは1編の基本理念の部分ですが、この中の第2章ということで、今回は「三重の持つ力と課題」というのが新たに加わっています。こちらについては、三重県にどのような力があるのか、どのような強みがあるのかという観点を明確にすることで、今回の最終案に記載されたものです。ここがまず1点大きな変更点です。

これに伴い、同じ資料の23ページですが、こちらに中間案のときに説明いたしました「時代潮流と現状認識」という部分については、この最後のほうの参考資料という形で位置されているのが大きな変更点です。これがまず、1点目です。

次の大きな変更点ですが、資料1のA3の比較表です。この表は左側が9月6日に説明した中間案の政策体系です。右が今回最終案の政策体系です。まず、ローマ数字のⅠ、Ⅱ、Ⅲの政策展開の基本方向は3本ということで変更はありませんが、次の政策のところ、中間案では14本でしたが、今回は16本で新たに設けられたもの、あるいは再編したものという形で14本が16本になっています。

また、次の施策についても、新設あるいは整理をしたという中で49本が56本となっています。このような大きな変更点があり、その中で教育に関する部分、左側の中間案の2つ目の政策展開の基本方向は、2の「作る」という部分があり、2つ目の囲みの部分ですが、この中の2つ目の部分です。2子育て・教育という政策が中間案のときはそうなるようになっていました。この中で施策223の「学校教育の充実」という形で1本の教育委員会主担当の施策があった形のもの、今回、最終案を検討いただくと、その右側に教育の施策が新たに設けられ、「教育の充実」という中で1本だった施策が4本に分かれています。221「学力の向上」、224の「学校における防災教育・防災対策の推進」という4つの施策になったという大きな変更点があります。

次に、左側の中間案の4の「文化・スポーツの振興と学びの場づくり」の部分ですが、この中の243「スポーツの推進」については、右側の最終案をご覧ください。スポーツの推進という形の政策となっています。その中で241の「学校スポーツと地域スポーツの推進」と、242の「競技スポーツの推進」という形の1本が2本の施策に変更となっています。

同様にこの中の中間案では241「生涯学習の振興」、242「文化の振興」のところで、生活・文化部が主担当の施策もあるわけですが、こちらについては右側の6番目の「文化の学」びという形の政策の中でこの2つが位置づけられている形になっています。特にこの政策体系の変更の主立った教育委員会関係については以上です。

次に、資料3の133ページをご覧ください。今回、前段は施策の関係が入っていましたが、ここの第2編で選択集中プログラムが今回の最終案の中では新たに示された部分です。この選択集中プログラムは左側の上のところに書かれているように、このビジョンを推進していくのに特に注力すべき政策課題ということで、この4年間で行政経営資源を効率的に投入していくということで、課題の解決という部分では緊急課題解決プロジェクトというのを今回位置づけています。こちらは右側にあるように10本のプロジェクトを位置づけています。

また、もう1つ「協創」、今回のビジョンの考え方の一つの協創と、共に創っていくという部分での取組については、「新しい豊かさ協創プロジェクト」という形で今回……ところ、この133ページの「緊急課題解決プロジェクト」について、右側の教育委員会が関係する部分ですが、まず、10本の中の最

初の1番目、「命を守る緊急減災プロジェクト」という中で、これは防災危機管理部が主担当ですが、その中で実践取組というのがあり、学校の防災対策や防災教育と位置づけているところです。

また、4つ目ですが、「働く意欲が生かせる雇用確保プロジェクト」、生活・文化部が主担当の部分です。こちらについては実践取組の中で高校生の就職対策等について位置づけています。6番目の「共に生きる社会をつくる障がい者自立支援プロジェクト」は健康福祉部が主担当ですが、この中の取組の中で特別支援学校のキャリア教育の関係や発達障がい支援などについて位置づけている状況です。

161ページをご覧ください。161ページでは「新しい豊かさ協創プロジェクト」について記載されています。まず、新しい豊かさプロジェクトについては、新しい三重づくりという中で、一歩先二歩先を見据えて中長期的な観点から、県民の皆さんの持つさまざまな力を結集して取り組み、成果を出していくというプロジェクトになっており、5つのプロジェクトが今回位置づけられています。右側にある一覧の中で教育委員会関係ですが、まず、主担当のもの、5本のうちの1番目と2番目が教育委員会が主担当になっています。未来を築く子どもの学力向上協創プロジェクト、それから夢と感動のスポーツ推進協創プロジェクトが主担当です。

それと、教育委員会が関係するのが一番下の5番目です。「県民力を高める絆づくり協創プロジェクト」は政策部が主管ですが、この中で外国人児童生徒の修学支援等について位置づけている状況です。

主だった変更点は以上の3点で、本冊でその3点について説明いたします。

まず、1ページです。政策の中の教育の充実の政策の関係が4本あり、施策の221の学力の向上ですが、まず、様式について若干説明し、あと中身を説明させていただきますが、中間案との変更のところでは、県民の皆さんと目指す姿というところが、目指す姿という形で10年後を見据えてということでしたが、県民の皆さんとという形で変更になっています。それから、現状と課題があり、その下に選択の視点というのが今回新たに設けられています。こちらについては、目指す姿と現状とのギャップや課題を解消することから、何をどのように変えていくのかとか、あるいは、どういったことに新たに取り組んでいくかといった視点から今回記載をしています。

取組方向があり、右側の一番下のところで平成27年度末での到達目標ということで4年間の目標について、今回新たに設けられています。

それと、2ページのところですが、県民指標とその下が主な取組、基本事業の関係です。右側に県の活動資料ということで入っており、新たに現状値なり目標値を、中間案のときには入っていませんでしたが、今回入れさせていただきました。

1ページに戻っていただき、こちらの学力の向上の関係の「県民の皆さんと目指す姿」については、さまざまな主体による教育への取組が進む中で、子どもたちに自ら課題を解決する力、他者と共に学び高め合う力が育まれているという形で10年後の姿を入れています。

また、現状と課題については、最初の■に子どもたちの学力低下等が課題などを入れています。

その下の定着の視点については、先ほどの子どもたちの学力の低下が課題ということもあり、3行目の後段に子どもたちの学力や学習、生活の状況を客観的に把握し、学校、家庭、地域が連携しながら、子どもたちの主体的な学びの向上に向けた取組を県民総参加で進めるという変革の視点を入れています。平成24年度、来年度から4年間の取組の方向ですが、一番上の■でこの中では、すべての小中学校で全国学力学習状況調査の実施活用を促進するという、それから、教育指導の改善を継続的にやっていくこと、少人数教育を推進していくことを通じて、子どもたちの学力の定着向上を図っていくことについて、その方向を記載しています。

平成27年度末での到達目標という中では、一人ひとりが主体的に学習に取り組み、社会人、職業人として自立するために必要な能力や態度、知識を身に付けるということと、安心して学習できる環境の中で充実した学校生活を送っていくことを目標として掲げています。

それから、2ページですが、左側の一番上の県民指標、県民にとっての成果を現す指標は、学校に満足している子どもたちの割合ということで、全回中間案と同様のものですが、若干アンケートの仕方、内容等について変更を加える予定としています。この現状値を85%まで4年間で高めるという目標です。

その下が主な取組内容になっており、その右側ですが、県の活動指標については、基本的には基本事業ごとに1項目ずつ入れていくという形です。新規に設けた項目ですし、全回、中間案の中でお示ししたものと同等のものもある状況です。

次、3ページが施策の222の「地域に開かれた学校づくり」です。目指す姿については、子どもたちの学びと育ちを支えるため、学校や地域と連携した開かれた学校づくりが進み、学校・家庭・地域が一体となって教育に取り組む社会が形成されているとしています。

次の現状と課題については、■の2点目の2行目の後段の部分ですが、学校が地域の活力向上の核としての役割を担っていくため、家庭や地域との連携を深めていくことが求められているという課題を入れています。

下の変革の視点です。保護者が住民等による学校運営や教育活動への積極的な参画を進めるという視点を入れています。右側上の取組方向の■の2つ目です。この中でコミュニティースクールや学校関係者評価の導入を図り、保護者が住民等の学校運営や教育活動への参画を促進し、地域との結びつきを深めるという方向を定めています。

その下の4年間の活性の方向です。それぞれの地域において開かれた学校づくりの取組が進められ、家庭や地域と連携した学校運営や教育活動が展開されていますという目標を掲げています。

県民指標については、今回新たに設けたもので学校関係者評価やコミュニティースクールなどに取り組んでいる学校の割合ということで、推計値83のものを100まで持っていくというものになっています。

4ページの県の活動指標ということで、基本事業に沿って2項目新たに指標を設けています。両方等も目標値を100まで持っていきます。

次に、5ページの施策の223「特別支援教育の充実」について、まず、目立つ姿については、障がいに対する理解が進み、子どもたちが障がいの有無にかかわらず、互いに尊重し合う感性を幼少期から育むことができる教育環境が形成されていますと10年後の姿を描いています。

現状と課題については、1つ目の■です。障がいのある子どもたちが就学前から卒業までの一貫した途切れない支援情報の引継ぎの仕組み作りが求められているということを入れています。

変革の視点については、子どもたちの発達段階や生活年齢に沿って体験学習を進めるということで、自立と社会参画に結びつく力を育むと入れています。後段には途切れない一貫した支援を進めると視点にあります。

右側の取組方向です。1つ目の■ですが、就学前から卒業までの一貫した支援体制作りを推進するため、いろんな関係機関との連携、あるいは、特別支援学校のセンター的機能を発揮した情報連携ツールの作成・活用に積極的に取り組むと入れています。27年度の到達目標は、障がいのある子どもたちの教育的ニーズを的確に把握し、早期からの一貫した指導と支援の充実を図ることで、子どもたちが安心して学習できる環境の中で、自立と社会参加に向けて必要な力を育むと入れています。

県民指標については、新たに特別支援学校高等部卒業生の進学及び就労率という形で入れています。

次の6ページでは、3つの基本事業に沿って県の活動指標の事項を新たに設けています。

それでは、このような形で施策の224が教育の政策の中の最後のものになっており、施策Ⅱ-4のスポーツの推進のところで、施策241「学校スポーツと地域スポーツの推進」、それから11ページですが、2本目の施策として242の「競技スポーツの推進」という形で今回入れています。

それと、13ページからですが、これが新しい豊かさ、協創プロジェクトということで、まず、協創1の中で未来を築く子どもの学力向上協創プロジェクトというのを入れています。左側の目指す姿と到達目標については、施策と同様です。10年後と4年後という形で二段書きしています。その下に自立し行動する視点ということで、このプロジェクトでどのような主体がどのように自立し行動するのを目指していくのかといったようなことを記載しています。その下のみんなで取り組む視点という中では、どのような主体がどのような手法で参画し事業展開をしていくのかといった記載をしています。右側のプロジェクトの背景については、このプロジェクトに取り組む必要性について書いています。その下のプロジェクトの数値目標についても、県民としての成果が分かる指標ということで入れています。ただ、現状値なり目標値については、今後、来年2月ごろにお示しすることになっています。

14ページ15ページには、このプロジェクトの構成という中で実践取組というものが入れられています。これについては、何々に挑戦するという形になっており、まず、県民総参加による学力の向上に挑戦するという記載で、その下に実践取組の概要を入れて、●で主だったものを並べています。こちらについては、新規の取組や違った手法での取組を中心に記載をしています。

17ページが協創2ということで、夢と感動のスポーツ推進協創プロジェクトを入れています。記載内容は、先ほど説明させていただいたと同様の観点・視点から記載されています。

あと19ページ以降については、他部局が主担当ですが、教育委員会が関係している部分です。まず、政策の人権関係については、施策2の中で人権が尊重される社会づくりという中で、19ページ右側の取組方向の■の2つ目です。アンダーラインの部分、人権教育の関係ですが、こちらが教育の関係する部分ということで今回入れています。20ページですが、基本事業の中では3本目の人権教育の推進の中で、県の活動指標も設けて今回、取組を入れています。

次は21ページの施策213の「多文化共生社会づくり」、生活・文化部所管ですが、こちらも取組方向に下線が引いてあるように、外国人児童生徒教育の充実の関係を入れています。

23ページでは施策261の「文化の振興」の中で文化財の関係を入れています。24ページでは2つ目の基本事業という中で、歴史的資産等の発掘・保存・継承・活用と、こちらの指標も入れています。

次の25ページの施策262は「生涯学習の振興」で取組方向の4つ目の■で社会教育の関係を入れています。また、次の26ページでは2つ目の基本事業の中で地域と連携した社会教育の推進ということで活動視

点を入れていきます。

27 ページは緊急課題解決プロジェクトの関係ですが、まず、解決1の命を守る緊急減災プロジェクトという、防災危機管理部が所管ですが、その中で27ページの左側です。実践取組の4ですが、この2つ目の●学校の防災対策、防災教育の推進ということを入れていきます。

31ページの解決4の働く意欲が生かせる雇用確保プロジェクトの次の32ページには、右側の実践取組の3の中で、高校生の就職対策について入れていきます。その下の33ページの解決6の「共に生きる」社会をつくる障がい者自立支援プロジェクトの34ページです。左側の実践取組2と右側の実践取組の3の下線部分に特別支援学校の職域開拓、あるいは右側では発達障がいの支援というところに入れておきます。

最後、35ページの協創5の県民力を高める絆づくり協創プロジェクトの中の36ページですが、実践取組の2のアンダーラインのところですが、外国人児童生徒の修学支援等について記載しています。

施策と政策集中の関係については以上で、資料の2のみえ県民力ビジョンの最終案ですが、今後のスケジュールが入れられています。本日から12月26日にかけてパブリックコメントが実施されます。また、来年2月には県議会へ最終案が提案され、4月からこのビジョンに基づいた県政運営が始まっていくスケジュールです。

長くなりましたが、説明は以上です。

## 【質疑】

### 委員長

ありがとうございました。まだいろいろとあるのでしょうか、今、パブリックコメントを求める状態まで行ったということですね。

私のほうから質問ですが、みえ県民力というのは、「みえ」で一度切るのでしょうか。発音の仕方ですが、みえ県じゃないですね、「みえ」県民力なんです。そのために平仮名にしたのかな。漢字にしてない理由ですが、私はもし漢字にすると三重県と呼んでしまうので、三重というのをわざわざ平仮名にしたのかと思ったのですが。そのあたりは何か話はありましたか。

### 教育総務室長

そこまでは聞いていないのですが、多分紛らわしさと言いますか、それともう1つ、平仮名の持つ柔らかさというところを使ったのかと思いますが。

### 委員長

みえ、県民力ですね。それから、文章の中で三重、三重と出てくるんですね、三重県と出てこないんですね。これは何かねらいがあるのか。これは全般的なイメージで、例えば三重の持つ力とか、三重はとか出てくるんですね。三重県はと書いてないんですね。その辺も何か大きい理由があるんでしょうか。

### 教育総務室長

その辺のところは特に聞いてはいないのですが、今回のビジョンについては、県民の皆さんさまざまな主体と一緒に取り組んでいく中で、特に三重県といいますと、県庁とかそういうイメージがありますので、そこを全体で取り組むようなイメージで多分三重という言葉を使っていると思うんですが、これは定かではございませんが。

### 教育長

どこかに書いてあったかもしれませんが、県と言うときは三重県庁という行政組織体と指すという話で、それ以外のときには例えば三重県全体を指すときには三重という言い方を。資料2の目次の次ですね。

### 委員長

ここにあるんですね。行政基盤としての三重県を指す場合には県として、行政機関でない場合は三重と。

### 教育長

三重なり県民という感じでといいますか。

### 委員長

三重県とは今言ったような全体的なイメージを出すということですね。分かりました。

少し変な感じがしますね、逆に。県民と言ったら、その県は何だという質問をされそうな気がするけど、そこまではしないか。私が今言っているのは、県が三重県の行政機関の県であるなら、県の民になってしまうでしょう。ということをお願いなのですが、そこまでは文句言う人はいないですか。言葉に関しては少し敏感なところがあるので質問しただけなので、あまり大きな問題にならないんでしょうね、分かりました。

ほかに皆さんのほうから、これまでいろいろお話があったところで、急に少し変わったところもあるんですが、それについてはおそらく知事さんなりの思いが入っているのではないかと推測します。特にスポーツ関係などはそうですね。

### 岩崎委員

資料1の縦長の表で言うと、来年の基本的にこの県民力ビジョンは県の総合計画みたいなものだと見てい



いんですね。実施計画みたいな感じというか。そのときに担当部という右側に部が入っていたり教育委員会が入っていたりするのですが、来年の4月以降大分変わりそうだということになるんですね。それを見据えながらという、例えば中間案のときに学校教育の充実というのは、子育て・教育の中の項目としてあったのが、教育の充実という形で4項目に膨らんだと見るのはいいことなんですか。

それとも総合計画というもののあり方から言えば、逆に教育委員会の中の話に教育委員会の仕事というもので枠の中に入ったんじゃないかという気は逆にしているんですね。というのは、例えばコミュニティースクールの話なんかが出てきていましたが、コミュニティースクールと学校評価委員会の実施率を100%にするといったときに、これも曖昧な指標だなと思いついて見ましたが、コミュニティースクールをやるという話のときには、これは教育の充実には違いないが、地域の支援は欠かせませんね。そういうときには子育て・教育という枠で見ておいたほうがいいのかとは思っていたりして、それが教育の充実ということで学校の中の話になってしまうというのは、良いことなのか悪いことなのかよく分からないというのが正直な感想です。

それから特別支援教育の充実の話も後ほど雇用の話にも出ていましたが、基本的に特別支援を受けている子どもたちがそれぞれ教育が終わった後、福祉の部分に引き継がれていくかもしれないというときには、雇用の話もさることながら、その子の子育ちの話になるのかとも思ったり、県は専門性が高い仕事をいろいろしていらっしゃるんで、そういう形での縦割りにならざるを得ないのは十分分かるけども、地域は障がい者もいるし、いろんな人がいるし、それからライフステージもずっとつながっているわけで、なんでそれがこの最終案になると、よりぶつ切りにされたのかという気がして、多分中間案からいろいろ各セクションで精査すればするほど専門性が高くなって、すごくオーソドックスな計画になってしまったのかという印象を持っています。印象ですから。

教育長

多分私らも推測の域を出ないところもありますが、全体のところで新しい協創理念が出てきたりとかありましたが、政策体系が以前の知事のやったときのとあまり変わっていないのではないのかという議論が相当議会の中でやられたんですね。その辺もあって、例えばスポーツを独立させたりとか、教育も今まで何となく一つだったのをあえて独立させて、しかも施策を何本かに分けることにより、より明確化してきたという部分もありますので、施策体系が再掲方式になっていないので、仮に再掲方式でいけるなら、例えば雇用との関連ならそこにも書けるとか、子育ての関係であるところならこれも書けるという話がありますが、基本は主担当のところで書いてしまい再掲しないという形になっていますので、どうしても専門的な部分に集中したというところはあると思います。

後、それを具体的な施策で動かしていくときには、県の予算の仕組みからいったときに、選択集中でどこに予算を見積もりするかというのは、施策全部やれるわけではないので、どこに力を入れてどれを重点にやるかというあたりは、まさに選択集中プログラムをいかにうまく動かせるかは、今の県の予算の仕組みになってきているかと思っています。そういう意味では、選択集中のほうは緊急課題や協創プログラムのいろいろ違いはありますが、結構総合的にやれるような感じの発想も持ち込み、さっきの雇用のところに高校生の就労が入ったり、あと、障がい者のことも障がい者のいろんな面のことをそこに入れていったりという形で打てるような形の絵にはなっているかと思っていますので、確かに福祉体系上の問題とかいろいろと課題もあるかと思いますが、そういう部分で従前、私らはどうしても前からずっとやっていますので、昔のイメージを引きずってしまったようなところもあったので、今回、逆に言えば少し明確にさせていただいたというか、変わったところでもう一つ分かりやすくなったかという部分はあることはある。それはほかの皆さん方も今度大きく変えたので、議会でどんな形のことを思ってみえるか、まだ詳しいことは私たちも聞いていませんが、今度また常任委員会の中で議論をさせていただきますので、おそらくそういう意見も多分あるかもしれませんが、これから県民の意見も取りますので、そういう中でまた同じような意見が出てきたときには、再度、最終的に議案として出ていくまでには、もう一度見直し等もかけられる部分があるかと思いますが。

岩崎委員

あくまでも感想ですから。

教育長

いろいろ議論の中には、一気に変わってしまったので、何やこれはというような、これだけ変わるなら、はじめからもっと議論しておけばよかったというのもありましたが。

牛場委員

防災のことですが、教育委員会なら学校における防災教育と、あとは防災危機管理の防災地域は連携してやっていくのですか。

教育長

当然連携しなきゃいけないと思っていますので、先ほど命を守る緊急減災プロジェクトがありましたね。この辺の中では当然教育委員会関係のも当然中に入れてやるようにしていますので、まさに連携でやってい

こうというがあるので。  
牛場委員  
そういう方向でお願いいたします。

【採決】

－全委員が本報告を了承する。－

・審議事項

報告2 訴えの提起に係る専決処分について（公開）

（加藤予算経理室長説明）

報告2 訴えの提起に係る専決処分について。県立高等学校授業料の滞納に関し、支払督促に係る訴えの提起（和解を含む。）の専決処分を行ったので、別紙のとおり報告する。平成23年11月24日提出 三重県教育委員会事務局 予算経理室長。

支払督促に係る訴えの提起について、知事専決処分に係る議会への報告様式に則って作成しているものです。

この訴えの提起は通常の訴えの提起ではなく、支払督促に対して異議申立がなされたことによって過去に遡って訴えの提起はあったものと見なされるという制度です。この支払督促に係る訴えの提起については、議会から知事に委任指定されていることから、議会への専決報告を行うものです。

訴えの内容としては、この方は県立高校の授業料を滞納したまま、平成22年3月に卒業をされています。滞納額は9万5,715円です。先方と学校は卒業直後から滞納授業料の支払いについての話し合いを行ってきました。かつて支払いの約束をいただいたこともありましたが、約束を反古にされたりなどして、残念ながら滞納の解消になっていません

このため、学校からの依頼を受けて8月9日に支払い督促の申立を行ったものです。制度としては、この申立を受けて裁判所からの督促通知が相手方に発布されますが、到達してから2週間以内に相手方から異議申立があった場合、民事訴訟法の規定に基づき申立時に遡って債権者である三重県が訴えを提起したものと見なされます。異議申立がなかった場合は、手続きを経て、最終的には確定判決と同様の効果が生まれます。

今回、申立8月9日から時間が経過していますが、これは裁判所からの相手方に対する通知が届かなかったことが何回か繰り返されたためです。支払督促は、相手に届かない限り手続きが進まないの、何回か繰り返してやっています。最終的には付郵便送達といい、郵便に付ける形で裁判所から送っていただきました。これについては、送った段階で到達したと見なされます。

そういうことを踏まえ、最終的に先方に届いたとされたのが10月11日でした。このような形でいったんは異議申立期間も経過していますが、その後、次のステップの強制執行を行う前提となる仮執行宣言を行ったところ、これに応じて11月4日になって連帯保証人からですが、異議を申し出られたという案件です。裁判所がこれを受理しているため、8月に遡って訴えの提起と見なされたということです。

異議申立の内容としては、相手は月々1万円ずつの分割払いを希望すると言ってきております。これまでの交渉も踏まえ、今後確実に支払いがなされるよう対応していきたいと考えています。

なお、議会への報告の時期ですが、裁判所から異議申立の通知が14日にあり、通知のあった時点では、今議会への報告は間に合わなかったということです。このため本県は2月開催の次の議会で報告させていただく予定です。

【質疑】

委員長

非常にご苦勞様な案件ですね。でも、これをしっかりやっておかないと、また続く可能性がありますから、よろしくをお願いします。

【採決】

－全委員が本報告を了承する。－

・審議事項

議案第55号 三重県地方産業教育審議会委員の任命について（非公開）

高校教育室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第 56 号 三重県スポーツ推進審議会委員の任命について（非公開）

スポーツ振興室長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。